

支障物の撤去にご協力ください

市道や県道などの公共道路において、鉄板の設置や樹木の張り出しなど、通行に支障が出る事例が見受けられます。適正な管理にご協力ください。

■問い合わせ＝本庁維持管理課管理係（内線 512）、各総合支所地域整備課

■羽根付きグレーチングを設置しないで

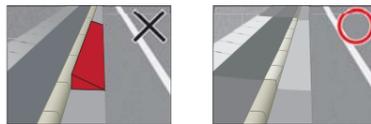
車の乗り入れなどのために側溝に羽根付きグレーチングを設置している例が見受けられます。設置しているとコンクリート側溝の縁を破損させることになり、そのまま放置するとグレーチングを跳ね上げ、車などを損傷させることにもなりかねません。大変危険ですので、市道内の側溝には設置しないでください。



【羽根付きグレーチング】

■車乗り入れ鉄板などの撤去を

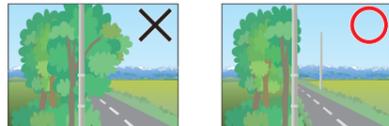
車の乗り入れのための鉄板やブロックは、降雨時の道路から側溝への雨水の流れを妨げるだけでなく、通行の妨げとなり大変危険ですので、早急に撤去してください。車乗り入れ鉄板などを使用し、駐車場と道路との段差を解消している場合は、歩道やL型側溝の切り下げを行ってください。（費用は個人負担。実施する場合は道路管理者へ道路法第24条の規定に基づく申請が必要）



■道路への倒木、枝や雑草などの張り出し防止を

道路に樹木などが張り出していると、人や車の通行の妨げとなり大変危険です。民有地の樹木の伐採などは市では行えませんので、次のような場合は所有者の責任で剪定・伐採・除去をしてください。

- ▶ 樹木（庭木、生け垣含む）や草が繁茂し道路（車道・歩道）への張り出しがある
- ▶ 生け垣が繁茂し、道路に伸びて見通しを悪くしている
- ▶ 樹木が道路へ倒れている
- ▶ 枯れた枝が道路に落下している



※個人の所有物が通行の妨げになる場合、所有者の管理責任が問われることがあります。ご注意ください

■道路構造物の破損時は道路管理者に連絡を

事故などの原因により、路面やガードレール、視線誘導標、道路標識などを破損させたときは、原因者の負担で復旧していただく必要があります。公道上で事故が発生した際は、必ず道路管理者に連絡をお願いします。

※道路管理者…市道は市、県道・3桁国道は県南広域振興局、国道4号は岩手河川国道事務所水沢出張所

父子・母子家庭の父母の就業を支援します

児童扶養手当を受給している父子家庭のお父さん・母子家庭のお母さんが就業に必要な資格などを取得する場合に、給付金が支給されます。まずはご相談ください。

■問い合わせ＝本庁子ども・家庭課家庭福祉係（内線 237）

事業名	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
対象者	次のいずれにも該当する人 ① 20歳未満の子を扶養している父子・母子家庭の父母で、児童扶養手当を受給または同様の所得水準にある ② 看護師や調理師などを養成する機関に在学し、1年以上の教育課程の修了および資格の取得が見込まれる ③ 就業・育児と養成機関での修業の両立が困難 ④ 資格取得後の就業が効果的に図られる ⑤ 過去に本事業による給付金を受給していない ⑥ ハローワークで実施している求職者支援制度のほか、同様の制度での給付を受けることができない	次のいずれにも該当する人 ① 20歳未満の子を扶養している父子・母子家庭の父母で、児童扶養手当を受給または同様の所得水準にある ② 雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がない ③ 受講が適職への就業に必要 ④ 過去に本事業による給付金を受給していない ⑤ 他の制度で同様の給付を受けることができない
内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高等職業訓練促進給付金 3年を限度として在学期間中に毎月支給 ▶ 高等職業訓練修了支援給付金 在学期間終了後に支給 	雇用保険制度の教育訓練講座などに要する費用（入学金、授業料、教材費など）の負担を軽減 ※交通費、補講費、パソコン購入費などは対象外
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高等職業訓練促進給付金 市民税非課税世帯 月額 100,000円 市民税課税世帯 月額 70,500円 ▶ 高等職業訓練修了支援給付金 市民税非課税世帯 50,000円 市民税課税世帯 25,000円 	対象となる費用の6割（上限20万円） ※支給額が12,000円以下の場合には支給しない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度説明や要件確認など事前相談を行います。支給希望者は必ず申請前にご連絡ください ・ 28年度より赤字部分について、制度が拡充されました 	

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を受けましょう

高齢者を対象に肺炎球菌ワクチン予防接種を実施します。対象者には7月末に通知しますので、必要性や副反応を確認して、接種を受けてください。

■問い合わせ＝水沢保健センター（☎ 4511）、各総合支所健康福祉課

年齢	対象生年月日	
65歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ	本年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、90歳、95歳、100歳となる人が対象です。 ※60歳以上65歳未満で、心臓や腎臓、呼吸器などの障がいや身体障害者手帳1級の交付を受けている人は、申請により対象者と同様の自己負担で接種を受けられる場合があります。また、生活保護世帯・28年度市民税非課税世帯の人は自己負担金が無料です。詳しくはお問い合わせください。
70歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ	
75歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ	
80歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれ	
85歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれ	
90歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれ	
95歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれ	
100歳	大正5年4月2日～大正6年4月1日生まれ	

■実施医療機関 市指定医療機関（通知書に医療機関一覧を同封）

■自己負担金 4,000円（過去に接種した人の自己負担額は、接種する病院が決定します）

■接種時に必要なもの 通知書（3枚複写）と自己負担金

■接種強化期間 8月1日（日）～10月31日（日）

■その他 東日本大震災およびその余震の被災者は、事前に免除申請を行うことで自己負担金が無料になることがあります。詳しくはお問い合わせください。



■特定健診とは？

生活習慣病予防のため、平成20年から始まった特定健診。心筋梗塞や脳梗塞などのリスクが高まるメタボリックシンドロームに着目しているため「メタボ健診」とも呼ばれています。

■健康管理に適した健診です

日本人の死亡原因の約6割を占めるのが「生活習慣病」です。本県は脳卒中死亡率が高く、全国ワースト1位です（平成22年）。特定健診を受けることは、脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病の早期発見につながり、総合的な健康状態を知るチャンスです。年に1度必ず受診し、健康管理に役立てましょう。

■特定健診のメリット

- ▶ 少ない自己負担で健康がチェックできる
- ▶ 生活習慣病やメタボリックシンドロームのリスクを早期に発見できる

▶ 健診結果に基づいて、保健師、管理栄養士からアドバイスを受けることができる

- ▶ 毎年受診することで、継続した健康管理ができる
- ▶ 病気を予防することにより、医療費を節約することができる

■受診強化期間 8月1日（日）～31日（日）

■対象者 国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人 ※年度の途中で国保に加入し、「特定健康診査通知書」が手元にない場合は、お問い合わせください。社保など国保以外に加入している人は勤務先にお問い合わせください。

■実施場所 市内のほとんどの医療機関で受診できます。詳しくは「健診のお知らせ」の実施医療機関一覧をご覧ください。

■健診内容 問診、身体測定、診察、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査

■問い合わせ＝水沢保健センター（☎ 4511）